

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	障害児通所給付等及び障害福祉サービス又は障害児通所支援の措置に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、障害児通所給付等及び障害福祉サービス又は障害児通所支援の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付等及び障害福祉サービス又は障害児通所支援の措置に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、児童の健やかな育成を目的とし業務を行う。以下の業務において特定個人情報ファイルを作成する。</p> <p>①障害児通所給付等に関する事務</p> <p>A 児童発達支援 施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う。</p> <p>B 医療型児童発達支援 肢体不自由がある障がい児に対して、医療機関に通っての児童発達支援及び治療を行う。</p> <p>C 放課後等デイサービス 就学している障がい児に対して授業終了後または休業日に施設に通っての訓練や社会との交流促進を行う。</p> <p>D 保育所等訪問支援 障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応の専門的な支援を行う。</p> <p>E 居宅訪問型児童発達支援 居宅を訪問し、日常生活における動産の指導や集団生活への適応訓練等を行う。</p> <p>②障害福祉サービス又は障がい児通所支援の措置に関する事務 障がい福祉サービス又は障害児通所支援を必要とするものが、やむを得ない事由により支給決定を受けることが困難な場合に、市町村が措置を行う。</p>
③システムの名称	①障がい者支援システム ②庁内連携システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児通所支援及び措置事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表の9項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の11項、15項、20項、80項、144項、155項、第13条、第17条、第22条、第82条、第146条、第157条</p> <p>(情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の14項、15項、16条、17条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>熊本市総務局法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課 〒860-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-361-2519</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月26日	I 5①及び②	健康福祉子ども局障がい保健福祉課障がい保健福祉課長 山崎 広信	健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課障がい保健福祉課長 神永 修一	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年3月24日	I 7	熊本市総務局法制課市政情報プラザ〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059	熊本市総務局法制課情報公開窓口〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年9月26日	I 8	熊本市健康福祉子ども局障がい保健福祉課〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2519 熊本市健康福祉子ども局障がい者福祉相談所〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-362-6500 熊本市健康福祉子ども局子ども支援課〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2158 熊本市健康福祉子ども局こころの健康センター〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-366-1171	熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2519	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年9月26日	II 1	平成27年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成30年9月26日	II 2	平成27年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成30年9月31日	I 5②	障がい保健福祉課長 神永 修一	障がい保健福祉課長 友枝 篤宣	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年9月31日	II 1	平成29年9月1日時点	平成30年9月31日時点	事後	
平成30年9月31日	II 2	平成29年9月1日時点	平成30年9月31日時点	事後	
令和1年9月26日	I 5 ②所属長	障がい保健福祉課長 友枝 篤宣	障がい保健福祉課長	事後	新様式への変更
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	IV追加	事後	新様式への変更
令和2年6月18日	I ②事務の概要	なし	E 原宅訪問型児童発達支援 原宅を訪問し、日常生活における助産の指導や集団生活への適応訓練等を行う。	事後	
令和4年2月1日	I-4-②	第19条7号	第19条8号	事後	
令和5年3月15日	II 1	令和3年11月30日時点	令和4年11月30日時点	事後	
令和5年3月15日	II 2	令和3年11月30日時点	令和4年11月30日時点	事後	
令和5年7月1日	I-5、①、②	①健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課 ②障がい保健福祉課長	①健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課 ②障がい福祉課長	事後	組織変更に伴う名称等の変更であるため、重要な変更には該当しない
令和5年7月1日	I-8	熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2519	熊本市健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 096-361-2519	事後	組織変更に伴う名称等の変更であるため、重要な変更には該当しない
令和5年7月1日	II 1、2	令和4年11月30日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年5月1日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第一の8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表の9項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条	事後	
令和5年5月1日	I-4②	(情報提供) -番号法第19条第8号及び別表第二の16、56の2、116の項 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条及び第30条 (情報照会) -番号法第19条第8号及び別表第二の10、11、12の項 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第9条及び第10条	(情報提供) -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の11項、15項、20項、80項、144項、155項、第13条、第17条、第22条、第32条、第146条、第157条 (情報照会) -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の14項、15項、16条、17条	事後	
令和5年5月1日	II 1、2	令和5年7月1日時点	令和6年5月1日時点	事後	